

議案第109号

三朝町職員の育児休業等に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年12月16日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の育児休業等に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 略 <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 略

<u>里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） <u>第2条の3</u> 略 （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の4</u> 略	（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） <u>第2条の2</u> 略 （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の3</u> 略
---	---

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子<u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について</u>	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅

家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町

出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

<u>条例第9号) 第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u> を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 略 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 4 及び5 略	3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 略 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>(以下「<u>要介護者</u>」という。))のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 4 及び5 略
---	---

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。